

# 名古屋地裁が「違憲」と判決！

「武力行使を禁止したイラク特措法と憲法9条に違反」と明快

自衛隊のイラク派兵は違憲だとして差し止めを求めた「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟」（原告・池住義憲氏ほか）の控訴審判決が17日、名古屋高裁であり、米兵などを輸送する「航空自衛隊の空輸活動は憲法違反」と認める画期的な判決を出しました。

同様の訴訟は全国で起こされていますが、違憲判断は初めてです。派兵差し止めと慰謝料請求の訴えは棄却しており、国側は勝訴のため上告できず、違憲判決が確定することになります。



## 「傍論だ」と高村外相、「そんなの関係ねえ」と空自幕僚長

この判決に対し、高村外相は「大臣を辞めて暇でもできたら読んでみる」「判決を導くのに関係ない傍論だ」と述べています。また、航空自衛隊の幕僚長は「そんなの関係ねえ」などと発言しています。このことは「自衛隊には憲法も司法も関係ない」とばかりに、都合の悪い判決を無視する政府の不見識さを示すもので、許されない態度です。

イラク駐留多国籍軍は、最高時39カ国が参加しましたが、現在は21カ国に半減しています。このうちポーランドやエルサルバドルは完全撤退を予定しており、削減計画をもつ国も多数にのぼっています。「多国籍」とはいえ、いまや兵力の約93%は米兵で、実態は米軍そのものです。

## 原告団の奮闘と「9条守れ」の草の根運動が画期的判決を生む



岡崎市内で「憲法9条を守ろう」と訴える八田ひろ子元参院議員

今回の画期的判決をもたらした要因は、原告団の奮闘と同時に、全国に広がった「9条守れ」の運動にあると考えられます。

政府側は、自衛隊のイラクでの活動実態を国民に隠し続けたばかりでなく、裁判の中でも事実を示してきませんでした。「関係ねえ」などと言う前に、異論があるなら活動実態を明らかにすべきです。日本共産党は、自衛隊の即時撤退のため全力をあげます。